

ひと目で
分かる

経営者保証の見直し

が必要になるタイミング

●例えばこんなタイミング…



**経営者との根保証契約が
元本確定期日を迎えるとき
(保証契約の内容の変動時)**

元本確定期日の経過後に発生した主たる債務は、保証の対象となりません。元本確定期日が目前に迫っているときにはその保証契約の更新を検討するでしょう。それに併せて経営者保証も見直すことになります。

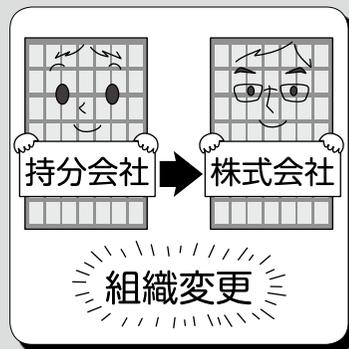
**融資の条件変更を行うとき
(主たる債務の内容の変動時)**

融資の条件変更（リスク）では、返済期限や金利、返済方法等が当初の融資契約から変わることになります。それに伴って保証契約も見直されますので、併せて経営者保証についても見直しましょう。



**会社の組織変更が行われるとき
(主たる債務者の変動時)**

組織変更とは、法人格を維持しながら別の種類の会社になることです。法律上、債務は影響を受けず、保証も維持されます。ただし、会社の変更届は提出されるため、その機会に保証を見直すべきでしょう。



ポイント 保証契約が見直されるタイミングは、大きく分けると「保証契約の内容」「主たる債務の内容」「主たる債務者」の3つに変化があるときです。上記はそれぞれの具体例ですが、これら以外にも様々な状況が考えられます。既存取引や状況に変化があれば、保証にも影響します。個別案件ごとに臨機応変に対応しましょう。

経営者保証の契約更新時

経営者保証の解除・見直しの申入れ時



ガイドラインが周知されるにしたがって、取引先から既存の保証契約について解除や見直しの話が出るが増えると予想されます。そのときには、即座に断るようなことは避け、真摯に取引先や経営者の話を聞いて、保証の必要性を再度検討しましょう。検討の結果、経営者保証が必要であるときは、ガイドラインに則った説明をしてください。

●例えばこんな申入れ…



① うち業績もいいし、返済だってこれまで順調にやってきたんだから、私の保証は外してもいいでしょ？

申入れ①



② ○○銀行（他行）は、今度の融資で保証人はいらなくなると言ってきたけど、お宅から今受けている融資の保証はどうにかならないの？

申入れ②



③ 経営にあまり関わっていない、妻や次男に付いている保証を解除してほしいんだが…

申入れ③

●例えばこんなタイミング…

・個人保証をしている経営者が交代するとき

社長の交代時、新たに着任した社長に経営者保証をそのまま負担させるというのは問題です。新社長の意向や前社長の実権の把握具合などを確認したうえで、経営状況を総合的に判断し、保証の要否や保証金額等を検討します。

・事業の譲渡が行われるとき

M&Aなどにより事業の売却をした場合、それに伴って事業を構成する債務が譲渡先に移転することもあります。分割されて残った債務・引き受けられた債務に関して、保証の必要性を改めて検討する必要があります。



事業承継時